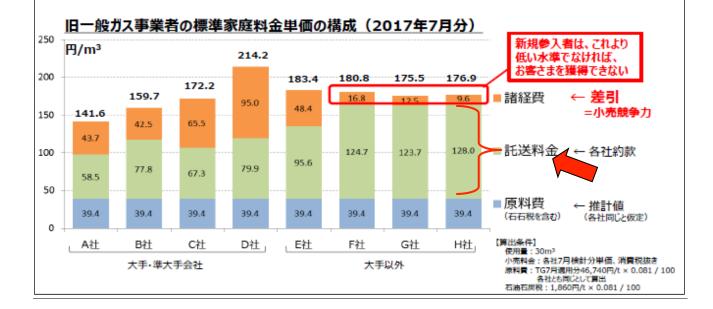
1. 中小のガス会社エリアにおける実務課題

【参考】 実質的に参入が困難なエリアもある

6

- ■小売会社のコスト構造はほぼ同じであり、競争の原資は原料費や託送料金を除いた「諸経費」(製造コスト、営業コスト、小売保安コスト、システム維持コスト等 + 小売マージン)。
- ■参入が実質的に困難なほど、諸経費が安いガス会社のエリアが存在する。



《参考7》

電力・ガス取引監視等委員会 制度設計会合資料

3. その他 制度的な課題等に対する要望

課題5 マンション一括受ガス

10

■2016年 ガスシステム改革小委

マンション一括受ガスは下記3点の理由があるため、現時点では認められない供給形態(今後のニーズも踏まえた継続課題)と整理。

- ① 一括受ガス事業者が設置する子ガスメーターには、ガス事業法上の保安規制が及ばず、保安面で後退のおそれ
- ② ガバナー(変圧器)の実質的な維持管理は一般ガス導管事業者が実施、一括受ガス事業者には受ガス実態がない
- ③ 一括受ガスを行った場合、需要家選択肢に制約を生ずるおそれ
- ■電力ではマンションの一括受電が広く普及しており、新築物件の約5割を占めるとの調査**もある。
- ■仮に一括受ガスが実現すれば、**既存のマンション一括受電事業者**等の参入が期待され、市場活性 化につながるのではないか。
- ■引き続き、実現に向けた検討をお願いしたい。
 - ※2016年1-6月の新築一括受電マンションの普及率は戸数ベースで49.30%、物件ベースで31.06% 【出所】(株)東京カンテイプレスリリース (2016.10.31)

【第25回ガスシステム改革小委員会における御指摘事項 (草薙委員)】

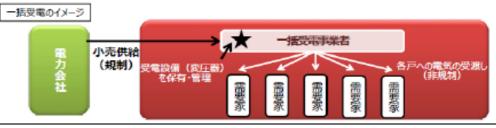
電気の「マンション一括受電」のようなビジネスモデルについては、ガスにおいては認められるのか。

<電気の一括受電について>



- ■気のいわゆる「マンション一括受電」とは、「高圧一括受電」とも呼ばれており、一括受電事業者が 受電設備(変圧器)を保有・管理し、電力会社から高圧で受電した電気を低圧に変圧した上で、 マンションの各戸に対して電気を供給するというもの。
- また、電気の小売供給とは電気事業法上、「電気の使用者」に対して行うものとされており、マンショ ン一括受電の場合における「電気の使用者」とは、電力会社から実際に電気を受電している一括受 電事業者である。
- このため、電力会社から一括受電事業者に対する電気の供給行為については電気事業法上の規 制を受ける一方、一括受電事業者からマンションの各戸に対してなされる電気の受渡し行為につい ては、「一の需要場所内における電気のやり取り」であるとして、電気事業法上の規制を受けないビ ジネスモデルとして整理されている。(注1)
- 他方、一括受電事業者が受電設備(変圧器)を保有・管理しない場合など、当該一括受電事業 者に電気の受電実態があるとは言えない場合においては、こうした一括受電事業者がマンションの各 戸に対して行う電気の受渡し行為については、電気事業法上、許容されないビジネスモデルであるとし て整理されている。

(注1)電気事業法の規定に基づく説明義務・書面交付義務等の各種の規制については、一括受電事業者に対しては課されない。



<いわゆる一括受ガスといったビジネスモデルを許容しない理由>

(理由①)

- 現在、マンションの各戸に設置されているガスメーターについては、ガス工作物としてガス事業法の適 用を受けており、異常時における遮断機能を有したもの(マイコンメーター)でなければならないこと とされている。
- この点、一括受ガスの場合における「ガス工作物たるガスメーター」は、ガス会社と一括受ガス事業者と の取引のために設置されるガスメーターに限られ、そもそも**ガス事業法上、一括受ガス事業者にはガス** メーターを設置する義務はなく、仮にマンションの各戸に設置したとしても、当該ガスメーターはガス 工作物ではないため、ガス事業法上の保安規制を及ぼすことができない。 (注2)
- このため、これを許容することとした場合には、現行制度下では、需要家の安全を制度的措置をもって 担保することができない。

(理由②)

- 電気事業法上、一括受電事業者が保有する受電設備(変圧器)については当該一括受電事業 者に保安義務がある一方、ガス事業法上、一括受ガス事業者が保有するガバナー(変圧器)につ いては内管と同様、一般ガス導管事業者に保安義務がある。
- このため、このガバナー(変圧器)の実質的な維持・管理を行っている者は一般ガス導管事業者で あり、一括受ガス事業者ではないことから、この意味においても、一括受ガス事業者に受ガス実態が あるとは言い難い。

(理由③)

- ▶ 今般の法律改正においては都市ガスの小売全面自由化を行うこととしている一方、仮に一括受ガスと いうビジネスモデルを認めることとした場合には、マンションの各戸の需要家がガスの供給者を選択す るに当たり、一定の制約を受けることも想定される。(注3)
- ◆ なお、将来的に、一括受ガスというビジネスモデルを許容するための制度改正を行うか否かについては、小 売全面自由化後の需要家ニーズも踏まえつつ、引き続き検討すべき課題として整理することとしたい。
- (注 2) ガス事業法においてガス工作物とは、「ガス事業の用に供するもの」であることとされている。 (注 3) 電気の一括受電は、小売全面自由化前から行われているビジネスモデルであり、ガスとは事情が異なる点に留意が必要。

9

《参考8:適正なガス取引についての指針》

- Ⅱ 卸売分野における適正なガス取引の在り方
- 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為
- ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

適正かつ活発な卸取引を通じたガス小売事業者の活発な競争に向けて、LNGや小売供給のための原料となるガスを保有する事業者は、 新規参入者を含むガス小売事業者に対して可能な範囲で積極的に必要なガスの卸供給を行うことが、公正かつ有効な競争の観点から望 ましい。

- イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為
- ① 卸供給の制限

ガス小売事業者が特定の卸売事業者からガスの卸供給を受ける以外に小売供給に必要なガスを調達することが事実上困難な場合において、当該卸売事業者が、単独で、不当に、ガスの卸供給を拒絶し、卸供給量を制限し又は卸供給料金を高く設定することにより自己から卸供給を受けることを断念せざるを得なくさせる行為は、当該ガス小売事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある(私的独占、取引拒絶等)。

② 不当な取引条件の設定

卸売事業者が、不当に、特定のガス小売事業者に対する卸供給料金を他のガス小売事業者に対する卸供給料金に比べて高く設定することは、独占禁止法上違法となるおそれがある(私的独占、差別対価等)。

《参考9:電力・ガス取引紛争処理マニュアル》

第1節 あっせん 2対象となる紛争(中略)

(2) ガス事業法上のあっせん

ア 卸取引に係る契約等

ガス事業者の供給ガスの主原料となる天然ガスは、主としてLNGの海外からの輸入により賄われている。このLNGの輸入者については、莫大な設備投資や長期の引取契約を要するといった理由から、現状は、大手ガス事業者などに限られており、中小ガス事業者の多くは、これらの輸入者や国産天然ガス事業者から導管又はローリー等による供給という形態でガスの卸売を受けている。このような場面における、ガスの卸売を行う者(LNGの輸入者や国産天然ガス事業者)とガスの卸受けをする者(中小ガス事業者など)との間での卸取引に関する契約等に関する紛争は、ガス事業法上のあっせんの対象となる。

《参考10:電力・ガス取引監視等委員会 制度設計会合資料》

沖縄エリアにおける需給調整用卸電力メニューの位置付け

- 沖縄エリアにおいても、他のエリアと同等な競争環境を整備するため、沖縄電力による自主的取組が実施されている。
- 今回、具体的な内容が表明された「需給調整用卸電力メニュー」は、卸電力取引市場が存在しない沖縄エリアにおいて、新電力に対して需給調整手段を提供するものであり、他エリアにおける卸電力取引市場の機能を一部代替するものであると考えられる。

沖縄エリアと他エリアにおける自主的取組の状況

